

【議案第57号】 飯塚市税条例等の一部を改正する条例

○地方税法等の改正（平成30年3月31日公布）に伴うもの（平成30年4月1日施行以外の部分）

○（主な改正内容）

①市民税関係

- ・控除対象配偶者の定義変更
「控除対象配偶者」→「同一生計配偶者」
（平成31年1月1日から施行）
- ・大法人の法人住民税等に係る電子申告書の義務化
資本金1億円超の普通法人等に対して、法人住民税等の電子申告を義務付け
（平成32年4月1日から施行）
- ・給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替
給与所得控除・公的年金等控除の引下げとともに、基礎控除を同額引上げ
- ・基礎控除の見直し
基礎控除額について、合計所得金額2,400万円（給与収入2,595万円）超で逡減し始め、2,500万円（給与収入2,695万円）超で消失する仕組みを創設
（平成33年1月1日から施行）

②たばこ税関係

- ・たばこ税率の引上げ（国と地方を合わせて段階的に合計3円の引上げ）
平成30年10月1日 1本あたり1円増
平成32年10月1日 1本あたり1円増
平成33年10月1日 1本あたり1円増
- ・加熱式たばこの課税方式の見直し（5年間で段階的に移行）
現行 重量1gをもって紙巻たばこの1本に換算
改正 新たに「加熱式たばこ」の区分を創設し（ア）（イ）の合計本数で換算
（ア）加熱式たばこの重量の0.4gをもって紙巻たばこの0.5本に換算
（イ）加熱式たばこの小売定価の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額をもって、紙巻たばこの0.5本に換算
（平成30年10月1日から施行）

③固定資産税関係

- ・中小事業者等が新規取得する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例を創設
（生産性向上特別措置法の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行）

【議案第58号】 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例

○介護保険法及び介護保険法施行令の一部改正に伴うもの

○（主な改正内容）

- ①介護保険法施行令の一部改正に伴い、第1号被保険者の保険料段階の判定基準となる合計所得金額について、租税特別措置法に規定される長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額を用いることとされたことから、附則により特例として規定していた合計所得金額の算定方法を、改めて本則に規定するもの

（公布の日から施行 平成30年4月1日から適用）

- ②介護保険法の一部改正に伴い、市の質問検査権について第2号被保険者及びその配偶者や属する世帯の世帯主等まで対象が拡大されたことに伴い関係条文を改正するもの

（公布の日から施行）

- ③引用条文の改定（施行令改正に伴う条項ずれへの対応）

（平成30年8月1日から施行）

【議案第59号】 飯塚市消費生活センター条例の一部を改正する条例

○飯塚市消費生活センターの位置を変更するもの

- ・新飯塚20番30号 → 吉原町6番1号

○平成30年10月1日から施行

【議案第60号】 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更

○広域連合を組織する地方公共団体の変更に伴うもの

- ・筑紫郡那珂川町→那珂川市（平成30年10月1日）

（関係法令）地方自治法 第291条の11

【議案第61号】 市道路線の認定

○認定の理由と内容

- | | | |
|------------------|-----|--------|
| ・開発帰属に伴うもの | 4路線 | 412.3m |
| ・寄附採納に伴うもの | 3路線 | 149.8m |
| ・鎮西小中一貫校建設に伴うもの | 1路線 | 118.0m |
| ・住宅地及び交通量増加に伴うもの | 1路線 | 309.0m |

（関係法令）道路法 第8条

【議案第63号】 専決処分の承認（飯塚市税条例の一部を改正する条例）

専決第8号（平成30年3月31日専決）

○地方税法の改正（平成30年3月31日公布）に伴うもの

○（主な改正内容）

①市民税関係

- ・法人市民税の申告納付について、一定の規定の適用を受ける場合に控除すべき額を法人税割額から控除
- ・法人市民税の延滞金の計算の基礎となる期間を規定

②固定資産税関係

- ・わがまち特例として規定された課税標準の特例割合等の整備
- ・固定資産税（土地）の負担調整措置について、現行の仕組みを3年延長

○平成30年4月1日から施行

【議案第64号】 専決処分の承認(飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

専決第9号(平成30年3月31日専決)

○地方税法施行令の改正(平成30年3月31日公布)に伴うもの

- ・賦課限度額の引上げ

医療保険分 54万円 → 58万円

- ・均等割・平等割の減額対象範囲の拡大

対象世帯の軽減判定所得の算定における被保険者数に乘じる金額を引上げ

5割軽減 被保険者1人につき 27万円 → 27.5万円

2割軽減 被保険者1人につき 49万円 → 50万円

○平成30年4月1日から施行

【議案第65号】 専決処分の承認(飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例)

専決第7号(平成30年3月30日専決)

○放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正(平成30年3月30日公布)に伴い、放課後児童支援員の資格要件を緩和するもの

- ・「学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者」

↓

「教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者」

- ・「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの」を追加

○平成30年4月1日から施行

【議案第66号】 専決処分の承認(飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例)

専決第6号(平成30年3月30日専決)

○介護保険法の一部改正(平成30年3月22日公布)に伴い、看護小規模多機能型居宅介護の指定を受けるための条件を追加するもの

- ・「医療法の許可を受けて診療所を開設している者」を追加

○平成30年4月1日から施行

【議案第67号】 公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること

○公平委員会委員の選任 1名

(平成30年7月17日 任期満了)

(関係法令) 地方公務員法 第9条の2

【報告第5号】 専決処分の報告(カーブミラー転倒事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)

専決第5号(平成30年3月30日専決)

○損害賠償・事故の概要

- ・賠償額 7,700円 (修理費用額7,700円の内、市の過失10割)
- ・発生日時 平成30年3月1日(木) 未明
- ・発生場所 飯塚市鯉田地内
- ・事故の状況 平成30年2月28日(水)夜から3月1日(木)朝にかけての暴風雨により、歩道上のカーブミラーが根元から折れて倒れ、相手方宅の窓格子を破損させたもの

【報告第6号】 専決処分の報告(市営住宅の管理上必要な訴えの提起)

専決第10号～第17号(平成30年5月14日専決)

○市営住宅使用料の滞納者8名に対して、福岡地方裁判所飯塚支部に訴えを提起するもの

○請求の内容

- ・住宅の明渡し
- ・未払い住宅使用料の支払
- ・賃貸借契約解除の日の翌日から明渡しの日までの損害金の支払
- ・訴訟費用(当該裁判に係る諸費用)の支払

【報告第7号】 専決処分の報告(市営住宅の管理上必要な和解の申立て)

専決第18号～第21号(平成30年5月14日専決)

○市営住宅使用料の滞納者4名に対して、飯塚簡易裁判所に和解を申し立てるもの

○申立ての内容

- ・滞納使用料の分割支払
- ・今後の住宅使用料の納期順守
- ・分割納入を2回怠った場合又は住宅使用料の支払を通算して3月以上怠った場合、住宅の明渡し及び住宅使用料の一括支払

【報告第8号】

○継続費繰越計算書の報告(平成29年度 飯塚市一般会計)

(関係法令) 地方自治法施行令 第145条第1項

【報告第9号】

○繰越明許費繰越計算書の報告(平成29年度 飯塚市一般会計)

(関係法令) 地方自治法施行令 第146条第2項

【報告第10号～第17号】

○平成29年度 土地開発公社、教育文化振興事業団、サンビレッジ茜、筑豊勤労者福祉協会の決算

○平成30年度 土地開発公社、教育文化振興事業団、サンビレッジ茜、筑豊勤労者福祉協会の事業計画及び予算

(関係法令) 地方自治法 第243条の3第2項